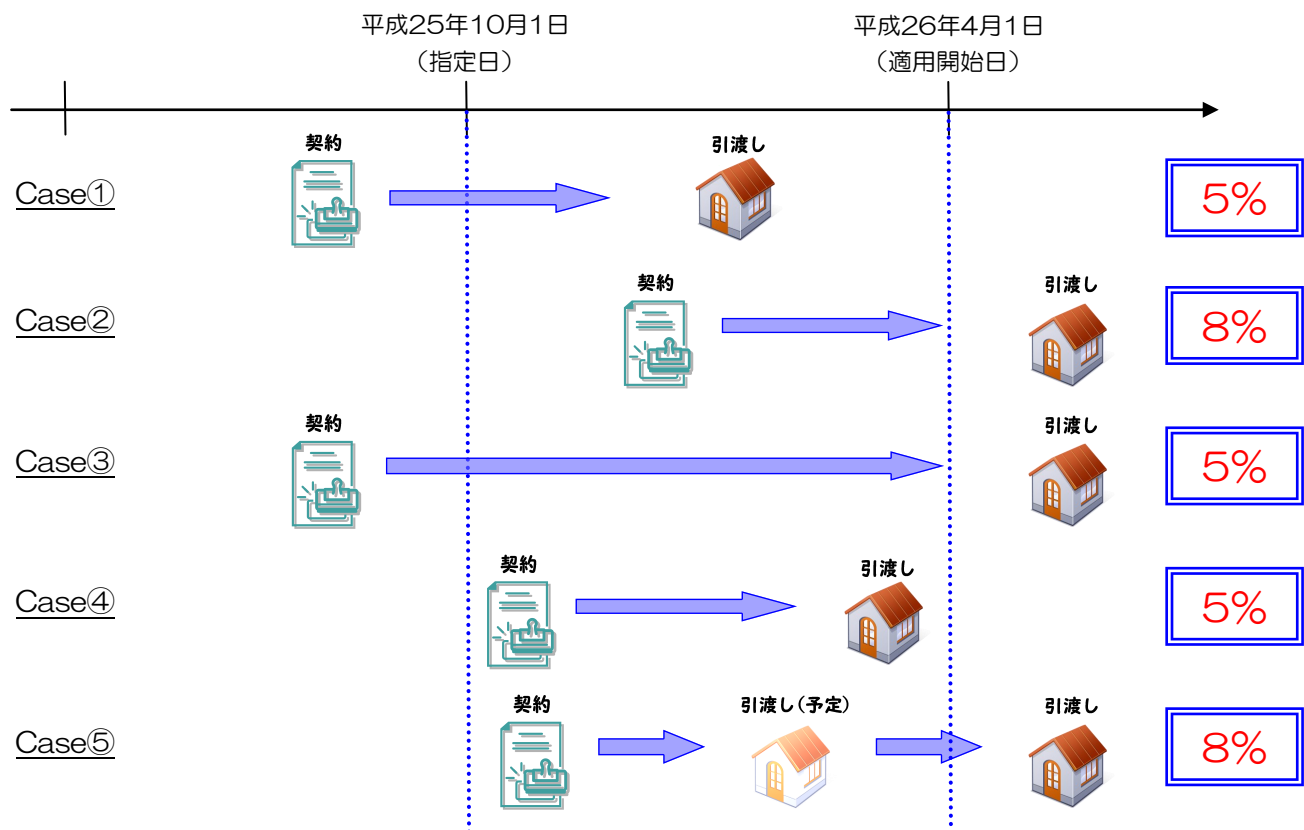


先月号では、消費税改正の時期とそれに伴う経過措置をご紹介いたしました。

その中で、経過措置について、「もっと細かく知りたい」というご要望を数多くいただきましたので、今月号ではイラストを用いて具体的に補足させていただきます。

消費税改正による経過措置

原則、引渡し時の消費税率が適用されます。つまり、平成26年4月1日より前に引渡しが完了すれば、現行の5%が適用され、引渡しが4月1日以後になれば、増税後の8%が適用されます。



Q. 資材の購入や外注先への支払にも経過措置があるの？

結論からお伝えしますと、これらの支払いには経過措置がありません。資材の購入以外にも、パソコンの購入や事務用品の購入など、通常の商品売上の消費税率引き上げは、平成26年4月1日となります。原則通り、購入した時点における消費税率が適用されます。

(参考)航空券等の旅費

航空券の旅費は、購入時点での消費税率が適用されます。このため、適用開始日以降利用分をそれより前に購入した場合でも、消費税率は5%となりますので、少し先の旅行が決まっている場合、前もって買っておくことで目先の消費税負担が少し軽くなります。

Q. 完成(引渡し)が4月1日以降にずれたら？

前述の通り、消費税率は引渡し日で判定します。イラスト中のCase⑤のように、当初の予定では適用開始日より前に引渡完了予定だった工事が、何らかの事情で適用開始日以後に引渡しになるケースも考えられます。この場合、3月末までに契約代金を全額支払っていた場合でも、引渡しが4月に延期されたことにより、追加の消費税額も支払う必要が出てきます。一方、工事契約を指定日より前に行っていれば、引渡しが適用開始日以降となった場合でも、Case③のように5%の税率となります。